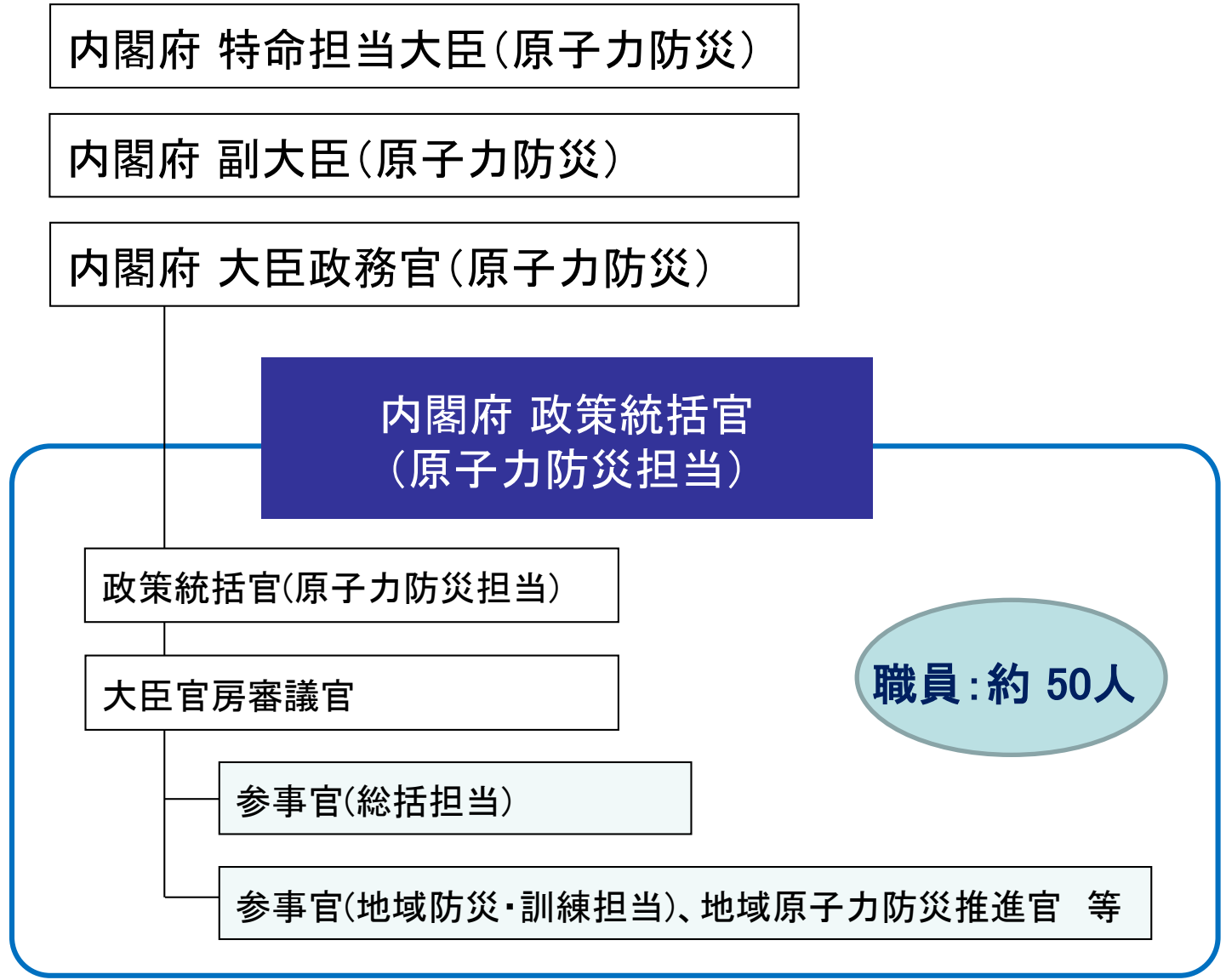


原子力防災対策における 内閣府の取り組み

平成27年12月

内閣府(原子力防災担当)

◆ 内閣府 (原子力防災) の組織は、平成26年10月14日に発足



1. 地域防災計画の充実に向けた対応

◆自治体の原子力防災計画、避難計画作成等の全面的な支援

→ 発電所が所在する地域毎に、課題解決のための「地域原子力防災協議会」を設置

※構成員等： 関係府省庁(指定職級)、道府県(副知事)、関係市町村、電力事業者

→ 同協議会において要配慮者対策、避難先や移動手段の確保、国の実動組織の支援、原子力事業者に協力を要請する内容等についての検討及び具体化を通じて、地方公共団体の地域防災計画・避難計画に係る具体化・充実化

2. 関係道府県への財政的支援

◆放射線防護対策等に関する財政的支援

原子力発電施設等緊急時安全対策交付金(内閣府予算)

防災活動資機材 等

原子力災害対策施設整備費補助金(内閣府予算)

施設の放射線防護対策 等

3. 原子力総合防災訓練(毎年実施)

◆国が計画し、地方自治体、電力事業者が合同で訓練を実施

平成26年度は、志賀原子力発電所(石川県)を対象に実施。

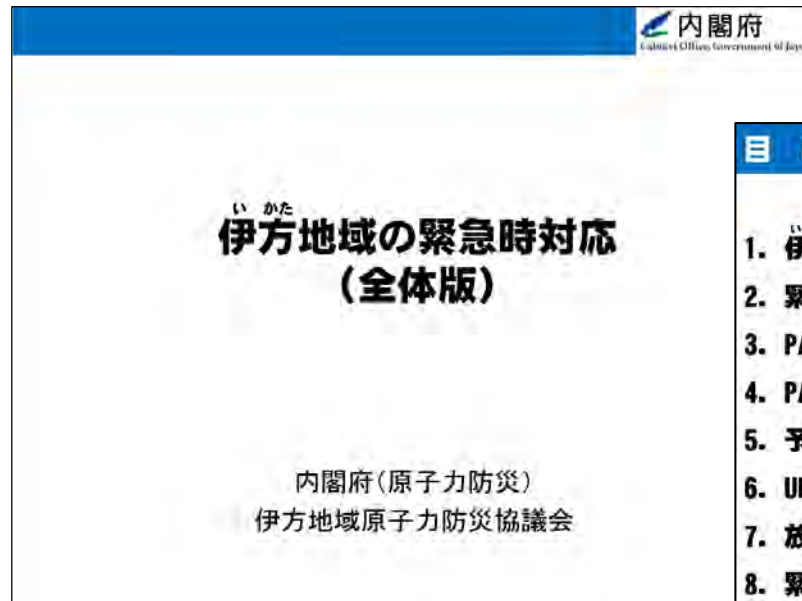
平成27年度は、伊方原子力発電所(愛媛県)を対象に実施。

◆地方自治体が行う原子力防災訓練を支援

「緊急時対応」の取りまとめ

- 防災計画・避難計画の具体化・充実化の検討結果を「緊急時対応」として取りまとめ、**地域原子力防災協議会(議長:総理)**において、関係府省庁、地方公共団体等により、原子力災害対策指針等に照らし、**具体的かつ合理的なものであることを確認**。
- 内閣府は、原子力防災会議の了承を求めるため、同協議会における確認結果を原子力防災会議に報告。

【伊方地域の例】



目 次	
1. <small>い かつ</small> 伊方地域の概要	P.3
2. 緊急事態における対応体制	P.7
3. PAZ圏内の施設敷地緊急事態における対応	P.19
4. PAZ圏内の全面緊急事態における対応	P.30
5. 予防避難エリアにおける対応	P.39
6. UPZ圏内における対応	P.70
7. 放射線防護資機材、物資、燃料備蓄・供給体制	P.85
8. 緊急時モニタリングの実施体制	P.96
9. 原子力災害時の医療の実施体制	P.106
10. 国の実働組織の支援体制	P.115

(注) 本資料の地図は、(C)2014ZENRIN/Z05E-第175号)を用いている。

＜緊急時対応の確認(実績)＞

- H26年 9月 5日 : 川内地域
- H27年 8月26日 : 伊方地域
- 12月16日 : 高浜地域

- ◆国、地方公共団体等は、地域原子力防災協議会において確認した緊急時対応に基づき訓練を行い、訓練結果から反省点を抽出し、その反省点を踏まえて当該地域における緊急時対応の改善を図るために必要な措置を講じ、継続的に地域の防災体制の充実を図る。

地域防災計画・避難計画の整備に「完璧」や「終わり」はなく、継続的に、内容の充実・強化に努めていく

泊地域の緊急時対応作成にあたっての主な課題

○ P A Zにおける初動対応

○ 住民への情報伝達体制

○ 避難行動要支援者の対策

- ・ 避難行動要支援者名簿の作成（P A Z・U P Z）及び支援者の確保
- ・ 避難手段の確認
- ・ 避難手段の確保状況

○ 観光客等への対応

○ 複数の避難経路の設定

○ 複合災害による孤立集落対策

○ 生活物資の備蓄状況

○ 冬季における防護措置

- ・ 暴風雪時における防護措置、職員の対応体制、安定ヨウ素剤の予防服用等
- ・ 避難道路の除雪体制

○ 安定ヨウ素剤の配布体制

- ・ U P Zにおける安定ヨウ素剤の緊急配布場所及び体制の検討

○ 原子力災害医療体制の整備

等